

人権擁護委員の委嘱(新任)

令和8年7月1日付けで、当町の人権擁護委員に次の方が委嘱(新任)されました。

氏 名	住 所
水谷 智子	朝日町大字埋縄

当町では、今回委嘱された方を含め、3人の委員にご活躍いただいております。

人権擁護委員は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を、当町の議会の意見を聴いて、町長が推薦し、法務大臣が委嘱いたします。

この人権擁護委員は、全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的な人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとることがその使命とされています。

(委員の職務)

人権擁護委員は、前記の使命を達成するため、次の職務を行います。

(1) 自由人権思想に関する啓発及び宣伝をすること。

- (2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- (3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
- (4) 貧困者に対し訴訟援助その他人権擁護のため適切な救済措置を講ずること。
- (5) その他人権の養護に努めること。

また、次のような場合には、人権擁護委員にご相談ください。

- (1) 公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき。
- (2) 生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき。
- (3) 町内で差別待遇を受けたとき。
- (4) 児童虐待、セクハラ等。
- (5) 生活環境に対する侵害(騒音、悪臭、汚水、ばい煙等)。
- (6) その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき。

問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653

マイナンバーカード 臨時窓口について

次のとおり、休日の臨時窓口を開設します。
マイナンバーカードの受け取りや申請、電子証明書の更新などの手続きができます。
なお、臨時窓口はすべて予約制です。
予約がない場合、窓口は開設しませんのでご注意ください。

予約・問い合わせ先
広報・町民課 TEL 377-5653

【休日臨時窓口】

9月13日(日)
9時～13時
(最終の受付は12時45分)

【夜間臨時窓口】

10月8日(木)
16時45分～19時30分
(最終の受付は19時15分)

- ※予約や予約の変更は、事前(直近の役場開庁日まで)に連絡をお願いします。(当日の予約は受け付けていません。)
- ※臨時窓口の日時は変更する場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。
- ※平日は9時～16時15分の間で予約を受け付けています。
- ※電子証明書の更新には、マイナンバーカードとマイナンバーカード交付時に設定した暗証番号が必要です。



有料広告掲載欄

光インターネット

ゲームも動画配信も
家族全員サクサク快適

1G【最大通信速度 下り1Gbps】



CCNet 光



今使っているスマホの電話番号のまま乗り換え可能

ケーブルスマホ

月々の料金がお得な



1GB+
音声付プラン

990円 税込

0120-441061 ご相談お待ちしております 9:00～18:00(日・祝除く)

